

## HACCPはご存じですか？（食品製造業・食品販売業・飲食店等の方は必見です！）

### ●義務化に関する法律

HACCPは、「食品衛生法」に関係しており、この法律が2018年に改正された際、食中毒対策の強化やリコール情報の報告義務化などと並び、改正内容の1つとしてHACCP義務化が盛り込まれました。2020年6月から施行が開始され、一年間の移行期間を経て2021年6月からは完全に義務化になる予定です。そのため、各事業者は期限内に制度の導入を行う必要があります。

### ●義務化の対象となる事業者

原則は食品製造業や食品販売業、飲食店など、食品の製造や加工、販売などを行う全ての食品等事業者が対象です。しかし事業形態や規模によって「HACCPに基づく衛生管理」と「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の2パターンのうち、どちらの基準で管理をするかが異なります。前者は従業員数が50名以上の規模の企業で適用され、後者は従業員数が50名未満で、一般衛生管理の対応範囲内の業種であることが目安です。なお、このような一般事業者や小規模事業者は義務化の対象となる一方、食品又は添加物輸入の営業を行う者など、定められた4つの営業者に当てはまる場合は対象外となるため、この手法に沿った管理を必要としません。

### ●義務化によって実施が求められること

義務化によって、対象となる事業者は衛生管理計画の作成・実行や確認などが求められます。また、大規模事業者と認定小規模食鳥処理場以外の屠畜場・食鳥処理場は7原則を要件とした衛生管理が必要です。

### ●義務化への対応方法

計画書は各業界団体によって作成された業種別の手引書もあるため、参考にしながら作成しましょう。相談窓口や保健所で相談することも可能なので、不明な点があれば確認しながら導入を進めていくことが大切です。HACCPは製品の安全性を確保するための重要な制度です。義務化の無視は営業許可証の更新不可や罰則、罰金の対象となる場合もあるため気を付けましょう。

HACCP導入の対象となる事業者は、2021年6月までに実施するように準備しなくてはなりません。従業員数など事業規模によって適応される基準が異なるため、手引書を見たり、保健所などで相談しながら導入を進めていきましょう。

### 働き方改革個別相談会の開催について

社会保険労務士による個別相談会を随時開催いたしておりますので、ご利用ください！

- 労務管理に関する相談
  - 年次有給休暇付与の方法
  - 時間外労働の上限について
  - 賃金制度の見直し ● 就業規則の見直し
  - 人材不足への対応 ● 各種助成金の説明
- 事業所への個別訪問に対応いたします。

**無料**

### 最低賃金について

令和2年度の山口県最低賃金は現行どおりです。

● **最低賃金 1時間 829円**【発効日】令和元年10月5日  
パート、アルバイト等を含めすべての労働者に最低賃金以上の賃金が支払わなければなりません。

詳しくは、厚生労働省山口労働局賃金室、または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

【問い合わせ先】山口労働局労働基準部賃金室

☎083-995-0372

**労働基準監督署の調査について** 厚生労働省では例年11月をキャンペーン月間とし、事業所を訪問し調査を重点的に実施しています。労基署の調査を経験したことのない事業主も多いかと思われませんが、実際に調査の折に「なぜうちが選ばれたのですか？」と確認すると「これまで一度もなかったから」と答えられた企業も多いようです。調査に当たっては「賃金台帳」「出勤簿」「労働者名簿」の法定三帳簿を中心に「就業規則」「36協定などの労使協定類」「年次有給休暇の管理簿」「健康診断個人票」などを確認するようですので、日々の労務管理を効率よく行い書類整理を行っておく必要があります。商工会では、こうした労務に関する専門的な相談について、社会保険労務士を通じ随時行っておりますので、お気軽にご相談ください！